

意見検討結果一覧表

（案名： 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に係る意見募集 ）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	子ども（及び胎児・妊婦）の受動喫煙の危害防止が抜け落ちている。	受動喫煙の防止対策については、本県では、「健康いわて21プラン（第2次）」に基づき取組が進められているところであり、多数の県民が利用する公共的な施設等の受動喫煙の取組の促進や、家庭への普及啓発なども盛り込まれており、同プランに基づいて、取組を進めていきます。	D（参考）
2	子どもたちの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定が不可欠である。	受動喫煙の防止対策については、本県では、「健康いわて21プラン（第2次）」に基づき取組が進められているところであり、多数の県民が利用する公共的な施設等の受動喫煙の取組の促進や、県立施設、市町村施設等の分煙化から禁煙化への取組推進なども盛り込まれており、同プランに基づいて、取組を進めていきます。	D（参考）
3	子どもの時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切で不可欠である。	未成年者へのたばこ対策については、本県では、「健康いわて21プラン（第2次）」に基づき取組が進められているところであり、学校と連携した喫煙防止教育の実施なども盛り込まれており、同プランに基づいて、取組を進めていきます。	D（参考）

4	<p>「職員の人事査定が悪くなってもよいから虐待が見受けられる親とはトラブルを回避せず断固強制的に指導する」との文言を明記すべき。</p>	<p>本計画においては、児童相談所の体制・専門性の強化により、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援体制の充実に向けて取り組むこととしております。</p> <p>計画の取組を通じて組織体制の強化を図るとともに、最前線で困難な対応を求められる職員に対して、組織全体でバックアップし、児童虐待等の対応に専念できる体制づくりに取り組んでいきます。</p>	D (参考)
5	<p>(地域子ども・) 子育て支援事業の中には、障がい児が通所する施設(児童発達支援事業・放課後等デイサービス)また、在宅での支援(居宅訪問型保育・居宅訪問型児童発達支援)も入らなくてはならないのではないかと。「障がい児施策の充実」と別に分けて考えているところに行政の縦割りの弊害が見えている</p>	<p>地域・子ども子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に規定されている事業で、次の13の事業をその内容としています。</p> <p>(①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補給給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(要保護児童等に対する支援に資する事業)、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫子育て援助活動支援事業、⑬妊婦健康診査)</p> <p>本計画の3(4)においては、上記のうち3つを例示したところです。</p> <p>一方、障がい児施策については、本計画では、「6 専門的な知識・技術を要する支援 (5) 障がい児施策の充実等」に記載しており、項目としては分けているところですが、実際の取組においては、地域・子ども子育て支援事業と障がい児施策とが相互に連携し、障がい児を含む全ての子どもを対象にした支援に取り組んでいきます。</p>	D (参考)

<p>6</p>	<p>障がい児が通所する施設（児童発達支援事業・放課後等デイサービス）また、在宅での支援（居宅訪問型保育・居宅訪問型児童発達支援）とも連携をしていかなければならないのではないかと。</p>	<p>本計画の3（5）においては、教育・保育施設である、認定こども園、幼稚園、保育所が、地域の中核的な役割を担う施設として、地域型保育事業等の保育の提供等に関する支援を行っていくことが求められていること等を記載した項目です。</p> <p>障がい児については、その心身や生活状況に応じた支援が必要であり、日常生活における切れ目ない支援のため、教育・保育に係る事業所と障がい児支援に係る事業所との連携が重要であることから、本計画では、「6 専門的な知識・技術を要する支援（5）障がい児施策の充実等」において、連携の取組を明記します。</p> <p><b>【修正内容】</b>※下線部分が修正箇所</p> <p>6 専門的な知識・技術を要する支援 （5）障がい児施策の充実等</p> <p>障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や<u>地域支援体制の整備、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。</u></p> <p>障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。</p>	<p>B（一部反映）</p>
----------	--	---	----------------

7	<p>母子手帳は障がいを持った子どもの発達には沿わない時もある。県が主導となり各地域のサポートブックの定着をお願いしたい。</p>	<p>サポートブック（支援ファイル）については、子どもの発達段階に応じた切れ目ない支援を確保することを目的に、各市町村又は圏域において整備し、活用が進められています。</p> <p>一方、活用が進んでいない地域もあることから、県においては、障がい者自立支援協議会療育部会を通じて、各地域において支援ファイルが効果的に活用されるよう、周知等に取り組んでいきます。</p>	D（参考）
---	---	--	-------

<p>8</p>	<p>障がい児を持った保護者の仕事と子育ての両立のために障がい児が通所する施設（児童発達支援事業・放課後等デイサービス）また、在宅での支援（居宅訪問型保育・居宅訪問型児童発達支援）の充実・保育士の確保をお願いします。</p>	<p>「岩手県障がい児福祉計画」では、障がい児通所支援等について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備を盛り込んでおり、本計画では、「6 専門的な知識・技術を要する支援（5）障がい児施策の充実等」において、地域支援体制の整備について明記します。</p> <p>なお、保育士の確保については、5（1）において取組を進めることとしており、これらの取組により、障がい児が通所する施設等の保育士の確保にも繋げていきます。</p> <p><b>【修正内容】※下線部分が修正箇所</b>  6 専門的な知識・技術を要する支援  （5）障がい児施策の充実等</p> <p>障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や<u>地域支援体制の整備、相談支援の提供体制の確保</u>を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。</p> <p><u>障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。</u></p> <p>障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。</p>	<p>B（一部反映）</p>
----------	--	--	----------------

<p>9</p>	<p>本計画は子ども・子育て支援法に基づく計画のため、その法律の趣旨が明記されているかと思うが、子ども・子育て支援に関わる全体的な計画という性質を考えると、子どもの権利保障の視点を明記いただくことも必要である。子どもの権利の尊重を基本理念と位置付けている「いわての子どもを健やかに育む条例」の精神を、今回の子ども・子育て支援事業支援計画でも明記することが重要である。</p> <p>下記のような文章の追記を提案する。</p> <p>1 計画策定の趣旨 2段落</p> <p>「～事項を定めるものです。<u>なお、業務の円滑な実施に関しては、『いわて子どもを健やかに育む条例』3基本理念1のとおり、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行います。』</u>」</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画のため、その旨、計画策定の趣旨を記載しているところです。</p> <p>本計画においても、いわての子どもを健やかに育む条例に定める基本理念を踏まえて策定、推進するものであることから、ご提案を踏まえ、次のとおり計画に明記します。</p> <p>【修正内容】※下線部分が修正箇所</p> <p>計画策定の趣旨</p> <p>本計画では、国が定める～事項を定めるものです。</p> <p><u>本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第3条の基本理念を基本的な考え方としています。</u></p>	<p>B（一部反映）</p>
<p>10</p>	<p>「ひとり親家庭等自立支援促進計画」は今年度で終了となるが、計画を見直す予定があるか。もし計画が延長される場合、子ども・子育て支援事業支援計画の計画期間の途中で見直されることから、その点の説明が必要と思われる。</p>	<p>本県の「ひとり親家庭等自立促進計画」については、今年度までの計画となっており、次期計画の策定を現在進めているところです。</p> <p>本計画に記載している「ひとり親家庭の自立支援の推進」については、引き続き、新たな「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、取組を進めていきます。</p>	<p>C（趣旨同一）</p>
<p>11</p>	<p>「子どもの貧困対策推進計画」は今年度で終了となるが、計画を見直す予定があるか。もし計画が延長される場合、子ども・子育て支援事業支援計画の計画期間の途中で見直されることから、その点の説明が必要と思われる。</p>	<p>本県の「子どもの貧困対策推進計画」については、今年度までの計画となっており、次期計画の策定を現在進めているところです。</p> <p>本計画に記載している「子どもの貧困対策の推進」については、引き続き、新たな「子どもの貧困対策推進計画」に基づいて、取組を進めていきます。</p>	<p>C（趣旨同一）</p>

12	<p>「いわて県民計画」政策推進プランにおいて設定している指標を用いることは理解したが、子供の貧困対策大綱で設定されている指標を使用することも有用であると考え、下記3点の指標の追記を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）</li> <li>・ひとり親家庭の親の就業率（母子／父子世帯別）</li> <li>・ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子／父子世帯別）</li> </ul>	<p>本計画においては、子育て支援に係る主な指標として、「いわて県民計画 2019～2028」の政策推進プランに掲げる指標を、本計画の指標として設定したものです。</p> <p>子どもの貧困に係る対策については、本県では、「子どもの貧困対策推進計画」に基づき具体的な取組を進めていくこととしており、御提案の指標については、その取組の中で参考にさせていただきます。</p>	D（参考）
13	<p>指標設定の趣旨は理解したが、「生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率」が指標とされていることから、類似する子供の貧困対策大綱で設定されている指標を使用することも有用であると考え、下記の4点の指標の追記を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率</li> <li>・生活保護世帯に属する子供の大学等進学率</li> <li>・全世帯の子供の高等学校中退率</li> <li>・全世帯の子供の高等学校中退者数</li> </ul>	<p>本計画においては、子育て支援に係る主な指標として、「いわて県民計画 2019～2028」の政策推進プランに掲げる指標を、本計画の指標として設定したものです。</p> <p>子どもの貧困に係る対策については、本県では、「子どもの貧困対策推進計画」に基づき具体的な取組を進めていくこととしており、御提案の指標については、その取組の中で参考にさせていただきます。</p>	D（参考）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。